国土交通省
四国運輸局
Shikoku Transport & Tourism Bureau

Press Release

平成３１年４月９日
四国運輸局自動車交通部

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について
（平成３１年３月分）

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者６者（６営業所）に対して、道路運送法第４０条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官　　漆原、山﨑
電話：０８７－８０２－６７７４

別紙

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

平成31年3月分　　四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
平成31年3月11日	一般乗用（タクシー）	有限会社平和ハイヤー 東野営業所	高知	・文書警告	別添①
平成31年3月20日	一般乗用（タクシー）	愛媛近鉄タクシー株式会社 本社営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止（10日車） ・文書警告	別添②
平成31年3月20日	一般乗用（タクシー）	株式会社アイ・エス・アイ ついたち営業所	愛媛	・輸送施設の使用停止（10日車） ・文書警告	別添③
平成31年3月22日	一般貸切（貸切バス）	岬観光開発株式会社 本社営業所	愛媛	・文書警告	別添④
平成31年3月26日	一般貸切（貸切バス）	横瀬観光有限会社 本社営業所	徳島	・文書警告	別添⑤
平成31年3月28日	一般貸切（貸切バス）	株式会社県交北部交通 本社（川口）営業所	高知	・文書警告	別添⑥

別添①

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成31年3月11日
事業者の氏名又は名称	有限会社平和ハイヤー（法人番号3490002012297）（代表者 山本倫世）
事業者の住所	高知県香南市野市町東野１２３１
営業所の名称	東野営業所
営業所の所在地	高知県香南市野市町東野１２３１
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成３１年２月２８日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、２件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと（運輸規則第24条第5項） (2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと（運輸規則第38条第1項）
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添②

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成31年3月20日
事業者の氏名又は名称	愛媛近鉄タクシー株式会社（法人番号8500001000726）（代表者 山口裕史）
事業者の住所	愛媛県松山市宮西2丁目9－37
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市宮西2丁目9－37
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年10月23日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと（運輸規則第21条第1項） (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと（運輸規則第21条第1項） (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと（運輸規則第24条第5項） (4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと（運輸規則第25条第3項、第4項） (5)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと（運輸規則第37条第1項）
当該違反点数	1点
事業者累積違反点数	1点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添③

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成31年3月20日
事業者の氏名又は名称	株式会社アイ・エス・アイ（法人番号8500001019766）（代表者 合田温子）
事業者の住所	愛媛県四国中央市三島中央2丁目９－27
営業所の名称	ついたち営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市朔日市893－6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成30年11月13日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、5件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと（運輸規則第21条第1項） (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと（運輸規則第21条第1項） (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと（運輸規則第24条第5項） (4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと（運輸規則第25条第3項、第4項） (5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと（運輸規則第38条第1項）
当該違反点数	1点
事業者累積違反点数	1点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添④

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成３１年３月２２日
事業者の氏名又は名称	岬観光開発株式会社（法人番号5500001014134）（代表者 堀田大作）
事業者の住所	愛媛県西宇和郡伊方町河内５３－１
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町河内５３－１
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	平成３１年１月２８日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、３件の違反が確認された。 ⑴事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと（運輸規則第38条第1項） ⑵高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと（運輸規則第38条第2項） ⑶輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと（道路運送法第29条の3）
当該違反点数	5点
事業者累積違反点数	9点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添⑤

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成３１年３月２６日
事業者の氏名又は名称	横瀬観光有限会社（法人番号3480002008247）（代表者 桑原明生）
事業者の住所	徳島県勝浦郡勝浦町大字三渓字上川原４３－１７
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字三渓字上川原４３－１７
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第94条第1項
違反行為の概要	平成３１年１月２２日、２月４日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、２件の違反が確認された。 ⑴運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと（運輸規則第24条第5項） ⑵事業報告書及び輸送実績報告書の提出をしていなかったこと（道路運送法第94条第1項）
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

別添⑥

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局　自動車交通部

行政処分等の年月日	平成３１年３月２８日
事業者の氏名又は名称	株式会社県交北部交通（法人番号9490001000553）（代表者 戸田政克）
事業者の住所	高知県高知市鏡今井２４
営業所の名称	本社（川口）営業所
営業所の所在地	高知県高知市鏡今井２４
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成３１年２月２７日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、１件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと（運輸規則第38条第1項）
当該違反点数	4点
事業者累積違反点数	4点

※　当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

【自動車運送事業者の行政処分等の公表について】

１．自動車運送事業の適正化対策

国土交通省では､自動車運送事業における事故防止の徹底と運輸の適正化を図るとともに、利用者利便を確保するため、自動車運送事業者に対して監査を実施しています。

監査の結果、法令に違反する事実が確認された場合には、厳正な行政処分等を行うとともに、その改善について指導する等の措置を講じています。

行政処分の種類には、自動車等の輸送施設の使用停止処分、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（タクシーのみ)、許可の取消し処分があります。

また、行政処分にはいたらないものとして、口頭注意、勧告、警告があり、行政処分とこれらをあわせて「行政処分等」といいます。

２．自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度

国土交通省では、自動車運送事業者の適正化を図るため、自動車運送事業者の法令違反に対する点数制度を導入しています。

たとえば、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業者が、道路運送法等の法令違反を犯した場合、法令の規定により自動車の使用停止が命じられます。その使用停止の日車数１０日車までごとに違反点数１点を付加し、処分日前３年間の累積違反点数が５０点を超えることとなるときは、当該違反行為を行った営業所の事業停止処分を、８０点を超えることとなるとき又はその他の悪質な法令違反があったときは、事業許可の取消し処分を行っています。

３．自動車運送事業者の行政処分等の公表

四国運輸局では、利用者による事業者の選択を可能にすることにより利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、四国運輸局管内における自動車運送事業者に対する行政処分等の情報を、原則として行政処分等を行った日から３年間ホームページで公表しています。